令和2年度我孫子市版事業仕分け

相談支援事業所の運営

子ども部 子ども相談課・こども発達センター

相談支援事業所の業務内容

相談支援の事業

計画相談支援

- サービス利用支援
- ・ 継続サービス利用支援

地域相談支援

- 地域移行支援
- 地域定着支援

障害児相談支援

- 障害児支援利用援助
- 継続障害児支援利用援助

一定期間ごとの モニタリング

相談支援利用の流れ

相談・受付

説明・契約

計画案の作成セスメント・

書類提出)

支給決定

担当者会議

利用計画作成サービス等

開始用用

公設の相談支援事業所

公設2事業所

我孫子市相談支援事業所「なの花」

• 我孫子市こども発達センター



我孫子市子ども相談支援事業所

• 我孫子市役所 子ども相談課



対象

児童福祉法及び障害者総合支援法のサービスを利用する 0歳~18歳までの児童

公設相談支援事業所の成り立ち

平成24年の児童福祉法の改正で、平成27年3月末までにサービスを利用しているすべての方へサービス等利用計画を作成することとなった

平成24年11月:子ども相談課に相談支援事業所を開所

平成25年8月:こども発達センター内に「なの花」を開所

当時の我孫子市内の相談支援事業の様子

- ・民間事業所が平成25年に3事業所が開所、平成26年に 2事業所が開所し5事業所となる。
- 5 事業所ともに、主に成人のサービス等利用計画を作成

1事業所 だけでは 作成が困難 だった

我孫子市こども発達センター

【目的】

- ○子どもの発達状況に応じた療育支援
- ○すこやかな親子関係づくり
- ○地域で共に育ちあえる療育システム作り

【対象】

○市内に在住する0歳から就学前までの児童

	沿 革
昭和49年	簡易マザーズホームとして開設
昭和50年	市民公募により「ひまわり園」の名称が誕生
昭和 5 7 年	児童個別訓練部門が開設
平成11年	ひまわり園と児童個別訓練部門が統合され 「こども発達センター」が開所
平成24年	児童福祉法改正により、児童発達支援事業所 「ひまわり園」に変更
平成25年	相談支援事業所「なの花」開所
平成28年	本館完成
平成28年	千葉県より「児童発達支援センター」の指定を受ける 保育所等訪問支援「おひさま」開所



平成28年 本館完成

1階 児童発達支援センター

2階 相談・外来療育部門

こども発達センター

相談·外来療育

発達相談•心理相談

- ・各専門職による相談
- 発達検査

個別療育

- 理学療法
- 作業療法
- 言語聴覚療法
- 家庭療育指導

集団療育

- 幼児グループ
- 乳児グループ
- あそびの教室

我孫子市の 独自事業

児童福祉法 に基づく 事業

児童発達支援センター

相談支援事業所「なの花」

- サービス等利用計画の作成
- 受給者証の申請
- モニタリング
- 利用者との面談、訪問など

児童発達支援事業所「ひまわり園」

- ・ 幼児組、乳児組4クラス
- 定員40名

保育所等訪問事業「おひさま」

保育園等への専門職による 訪問支援

」 階

2 階

民間の相談事業所

まちかど相談室(5事業所)

地域相談 (委託相談)



計画相談

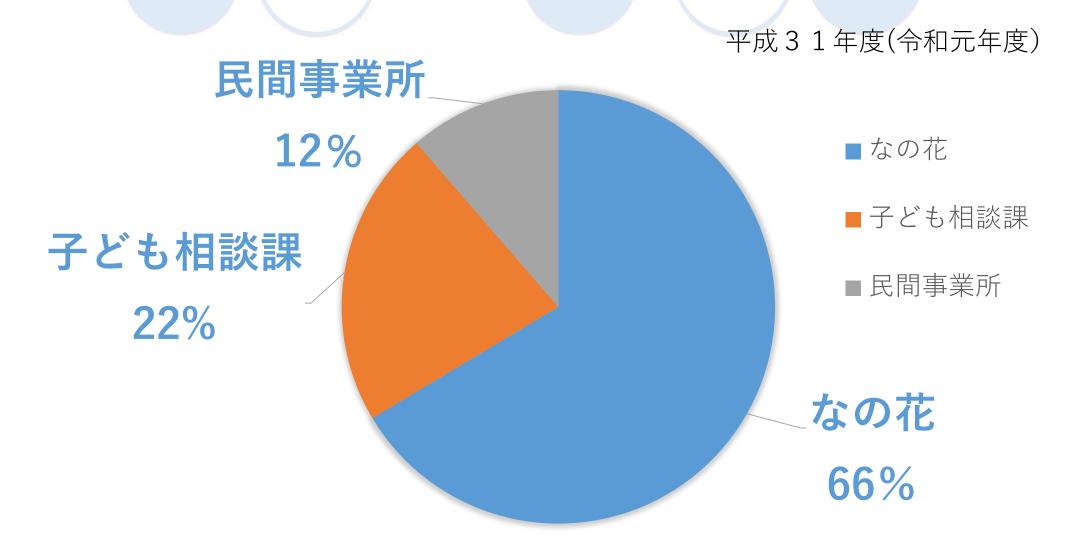


まちかど 相談室の事業

その他の相談支援事業所(2事業所)

計画相談

児童:サービス等利用計画の計画作成数



児童発達支援センターの機能

平成24年 児童福祉法改正

「障害児施設の一元化」「サービスの実施主体を市町村へ」

改正以前

《障害者自立支援法》

児童デイサービス

《児童福祉法》

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設

《予算事業》

重症心身障害児(者)通園事業

改正後

《児童福祉法》

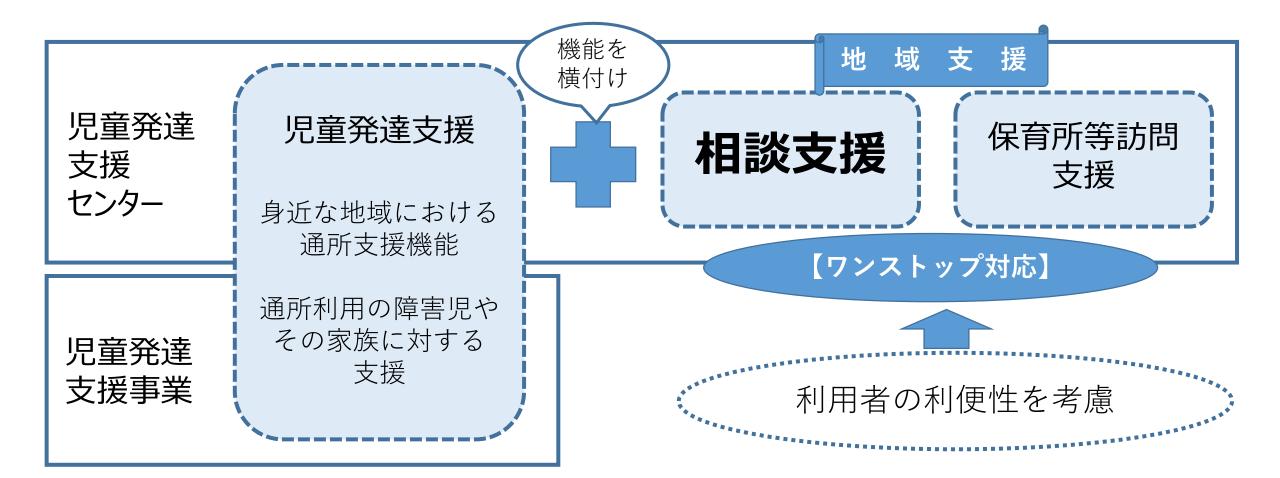
福祉型児童発達支援センター 児童発達支援事業

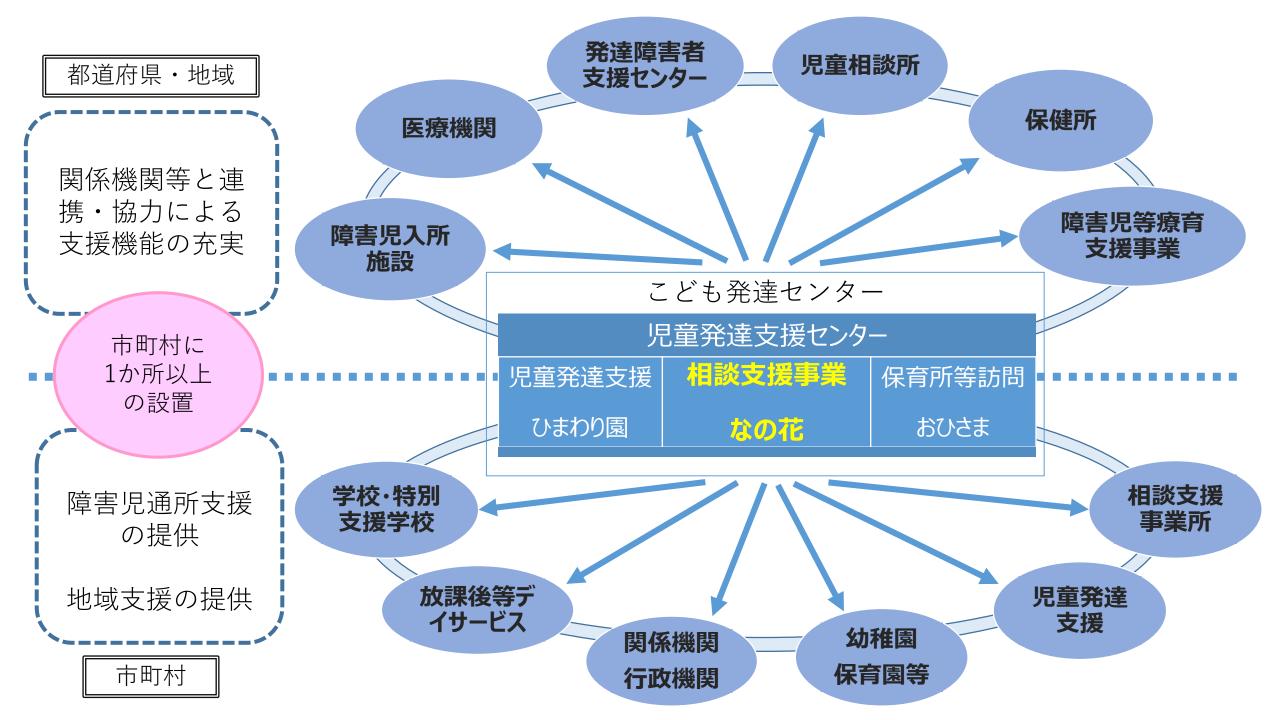
市 町 村

都道府県

センターと事業所の違い

「センター」は家族への相談、施設への援助・助言を行う地域の中核的な施設 「事業」は、利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場





児童発達支援センターに求められるもの ~令和5年度末までの達成目標~

【令和二年厚生労働省告示第二百十三号】

児童発達支援センターを各市町村に設置

児童発達支援センターが保育所等訪問支援を全ての市町村において利用できる体制

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は圏域に確保

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道県・圏域・各市町村に 協議の場を設ける

医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村又は圏域で配置

我孫子市の目指すもの



保護者の揺れ動く心に寄り添う支援

家族の気づきを促し親子の愛着関係を育む

早期支援による障害の重度化や虐待の防止

子ども達を家庭だけではなく地域で支える

令和2年度我孫子市版事業仕分け

相談支援事業所の運営

